

京都市告示第 330号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、農業用水路等を指定しましたので、同条例第3条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

当該農業用水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市産業観光局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

令和3年9月21日

京都市長 門川 大作

(指定する農業用水路等)

整理番号	路線名	起 終	点 点
1	周山東丁田水2号	右京区京北周山町東丁田2-10地先	右京区京北周山町東丁田2-10地先

(産業観光局農林振興室農林企画課)